災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

(1)住家が滅失した世帯数が当該市町村(大阪市にあっては区)の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

| 市町村の区域内の人口 | | 住家滅失世帯数 |
|---|---|--|
| 5,000人以上 15,000人以上 30,000人以上 50,000人以上 100,000人以上 300,000人以上 | 5,000人未満 15,000人未満 30,000人未満 50,000人未満 100,000人未満 300,000人未満 | 30世帯 40世帯 50世帯 60世帯 80世帯 100世帯 150世帯 |

(2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村(大阪市にあっては区)の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること 【法施行令第1条第1項第2号】

| 市町村の区域内の人口 | | 住家滅失世帯数 |
|---|---|--|
| 5,000人以上 15,000人以上 30,000人以上 50,000人以上 100,000人以上 300,000人以上 | 5,000人未満 15,000人未満 30,000人未満 50,000人未満 100,000人未満 300,000人未満 | 15世帯 20世帯 25世帯 30世帯 40世帯 50世帯 75世帯 |

- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町村(大阪市にあっては区) の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること 【法施行令第1条第1項第3号前段】
- (4)災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること 【法施行令第1条第1項第3号後段 ———— 厚生大臣に協議が必要】
- (5)多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合 【法施行令第1条第1項第4号 ———— 厚生大臣に協議が必要】
 - (注) 住家滅失世帯数の算定基準 半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世 帯とする。